

別添

規 則 等 の 名 称	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部を改正する規則
根 拠 法 令	地方税法等の一部を改正する法律
趣 旨	地方税法の一部が改正されることに伴い、所要の整理を行う必要があるため。
概 要	(1) 地方税法等の一部を改正する法律(令和8年4月1日施行予定)において、「第四百六十三条の十八」が「第四百五十一条」に繰り上げられる。 (2) これに伴い、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則において引用している同法の条文番号について所用の整理を行うものである。
施 行 日	令和8年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	地方税法の一部が改正されることに伴い、引用している同法の条文番号について必然的に改正を必要とするものであるため。
そ の 他 参 考 事 項	